

合格者の皆さんへ（医学部保健学科）

- ・山口大学医学部保健学科後援会 ご入会・会費お振込みのお願い 1 P
- ・山口大学医学部保健学科後援会事業内容 2 P
- ・山口大学医学部保健学科後援会会則 3~4 P
- ・山口大学医学部保健学科同窓会『双樹会』 ご入会・会費お振込みのお願い 5 P
- ・双樹会会則 6 P~1 1 P
- ・令和8年度新入生保護者会の開催について(ご案内) .. 1 2 P~1 3 P
- ・PLEASE GIVE A DONATION 1 4 P



新入生保護者 各位

山口大学医学部保健学科後援会
会長 外間留美
山口大学医学部保健学科長
山口大学医学部保健学科後援会
顧問 山本健

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、御子息、御令嬢には、山口大学医学部保健学科に御入学の栄冠を得られ、心からお祝い申し上げます。

さて、山口大学医学部保健学科におきましては、学生の福利厚生・課外活動及び対外活動に対する援助、その他教育研究面での助成等を行うため、学生の保護者等によります「山口大学医学部保健学科後援会」を別添会則のとおり組織しております。

新入生の保護者の皆様にも、何卒この趣旨を十分御理解、御賛同をいただきまして御入会賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、出費多端な折から誠に恐縮ではございますが、この後援会の事業を遂行するため入会金並びに会費（4年間分）として、50,000円を令和8年3月末日までに、御納付いただきますようお願い申し上げます。

敬具

※宇部市、山陽小野田市、山口市にお住いの保護者の方には、保健学科後援会の理事をお願いする事がございますので、その際にはご協力を願いいたします。

山口大学医学部保健学科後援会事務局
(医学部総務係内)
担当：丸山・福岡・西村
TEL：0836-22-2008
Mail：gokai@yamaguchi-u.ac.jp

山口大学医学部保健学科後援会事業

医学部保健学科における教育事業を援助するため、以下の事業を実施することが理事会で承認されています。本会では、クラブ活動を始め、実習経費・国際交流事業への援助など、会員の皆様からの会費が、学生に還元される事業を数多く実施しています。

項目	事業内容
1. 学部、学科運営の助成	学科運営上の諸経費の補助、五会事務局運営経費
2. 学生指導事業の助成	就職等進路指導・実習経費補助、卒業研究論文集費 故障時貸出用PC購入費補助、吉田・小串間の実習参加時のバス代補助
3. 課外活動事業の助成	キャンパス間移動用バス運行補助、医学祭行事援助
4. 入学・卒業関係行事等の助成	卒業アルバム代補助、オープンキャンパス経費補助
5. 学生福利厚生事業の助成	ウイルス性抗体検査等補助、ワンコイン朝食補助
6. 国際交流事業の助成	交流学生受入の補助、外国派遣学生経費、国際会議等補助

山口大学医学部保健学科後援会会則

(名称)

第1条 山口大学医学部保健学科（以下「保健学科」という。）に後援会を置き、山口大学医学部保健学科後援会（以下「後援会」という。）と称する。

(目的)

第2条 後援会は、保健学科における教育事業を援助し、保健学科の発展と学生の教育成果を挙げることを目的とする。

(事業)

第3条 後援会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 保健学科が行う教育事業の後援
- (2) 保健学科と家庭との連絡の緊密化
- (3) 保健学科の対外活動に対する援助
- (4) 保健学科の学生の福利厚生に対する援助
- (5) その他後援会の目的を達成するため必要な事業

(事務所)

第4条 後援会の事務所は、医学部総務課内に置く。

(会員)

第5条 後援会の会員は、保健学科に在学する学生の保護者及び後援会の趣旨に賛同する者（以下「会員」という。）で組織する。

(役員)

第6条 後援会を運営するために次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 12名
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 1名

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を掌理し後援会を代表して会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその任務を代行する。
- (3) 理事は、後援会の事業計画等を審議する。
- (4) 監事は、会計を監査する。
- (5) 顧問は、会長の諮詢に応じる。

(役員の選出)

第8条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、理事及び後援会の趣旨に賛同する者の中から、理事会において選出する。
- (2) 理事は、保健学科学生の保護者の中から選出し、理事会の議を得て会長が委嘱する。
- (3) 監事は、理事の中から理事会の議を得て会長が委嘱する。
- (4) 顧問は、保健学科の学科長とし、理事会の議を得て会長が委嘱する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、選出された理事会開催日の翌日から翌年の理事会開催日までとし、再任を妨げない。ただし、当該役員の子弟又は子女の在学期間を超えないものとする。
- (2) 理事及び監事の任期は当該学生の在学期間とする。

(会議)

第10条 後援会の会議は、入学生保護者会と理事会とする。

- (1) 入学生保護者会は、毎年1回入学式当日に開催する。

- (2) 理事会は必要に応じ会長が招集し、事業計画、予算及び決算、役員の選出、会則の改正、その他重要事項を議決のうえ会員に報告する。
- 2 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
(経費)

第11条 後援会の経費は次の経費によって運営するものとし、入会金及び会費は入学時に納めるものとする。

- (1) 入会金 6,000円
(2) 会費 44,000円 (第3年次編入生は22,000円)
(3) 寄附金
(4) 雑収入
(事業計画)

第12条 後援会の事業計画は、毎会計年度開始前に編成し、理事会の議決を得るものとする。
(収支決算)

第13条 後援会の収支決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の監査を得て理事会に提出し承認を得るものとする。
(会計年度)

第14条 後援会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(事業の執行)

第15条 会長は理事を代表し、理事会で議決された事業を執行する。

- 2 会長は事業を執行するため、事務職員の中から庶務、会計の担当者を委嘱する。
(経費の保管)

第16条 後援会の経費は会長名義で預金し、預金通帳は会長が委嘱した事務職員が管理する。

附 則

- 1 この会則は、昭和59年10月6日から施行し、昭和59年10月16日から適用する。
2 第11条の定めにかかわらず、昭和59年度については3年生の会費は5,000円、2年生の会費は10,000円とする。
3 昭和59年度の事業計画及び収支決算の編成は、第12条及び第13条の定めにかかわらず、この会則制定後速やかに行うものとする。

附 則

この会則は、昭和60年5月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年5月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年6月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年7月5日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この会則は、平成19年7月13日から施行する。

- 2 平成20年3月31日に在学し、平成20年4月1日以後引き続き在学する者の会費は、この規則による改正後の山口大学医学部保健学科後援会規則第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この会則は、平成20年7月18日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和6年10月1日から施行し、令和6年9月1日から適用する。

- 2 令和7年3月31日に在学し、令和7年4月1日以後引き続き在学する者の会費は、この会則による改正後の山口大学医学部保健学科後援会規則第11条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

新入生保護者 各位

山口大学医学部保健学科・博士課程同窓会
双樹会
会長 岡野 こずえ

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、御子息、御令嬢には、山口大学医学部保健学科に御入学の栄冠を得られ、心からお祝い申し上げます。

早速ではございますが、山口大学医学部保健学科にご入学と同時に、本学医学部保健学科・博士課程同窓会「双樹会」にご入会いただき、会員としての『永年資格』を得ていただくことになります。

本会は、本学医学部保健学科や会員相互の親睦および発展に寄与することを目的として活動しております。実際の活動としては、学生の活動に対する資金助成として医学祭への援助、「ちょるかカード」への300ポイントの付与、卒業時の記念品贈呈、年に一度配布する同窓会誌にて学校内の行事、教員の紹介、学生生活状況の紹介などの支援を行っています。

つきましては、双樹会会則細則により、令和8年3月末日までに、御納付いただきますようお願い申し上げます。

敬具
記

永年会費 20,000円
(今後の会費徴収はありません)

以上

双樹会事務局 担当：丸山・福岡・西村
〒755-8505
山口県宇部市南小串1-1-1 総務係内
TEL : 0836-22-2008
E-mail : gokai@yamaguchi-u.ac.jp

双樹会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、双樹会という。

(所在地)

第2条 本会を山口県宇部市南小串1-1-1総務係内に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦および発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

(1) 会員の親和交流

(2) 会員名簿および機関紙等の発行

(3) 母校の発展および教育行事・活動の協力援助

(4) その他本会の目的を達成するために必要と認めた事業

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 本会は次の会員をもって構成する。

(1) 正会員 山口県立宇部高等看護学校、山口県立医科大学附属高等看護学校、山口大学医学部附属看護学校、山口県立医科大学附属衛生検査技師学校、山口大学医学部附属衛生検査技師学校、山口大学医学部附属臨床検査技師学校、山口大学医療技術短期大学部の卒業生、山口大学医学部保健学科の在学生および卒業生、山口大学医学系研究科保健学専攻博士前期課程・後期課程の在学生および修了生（すでに本同窓会員であるものを除く）

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、母校の発展に寄与する者

(3) 名誉会員 本会に対し功労のあった者

(会費)

第6条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入学と同時に入会申込書を会長に提出する。

(退会)

第8条 会員が死亡または会員たる資格を喪失したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が、本会の名誉を傷つけ、または本会の趣旨に反する行為をしたときは総会において総正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(会費等の不返還)

第10条 退会または除名された会員が、すでに納入した会費その他の拠出金は返還しない

第4章 役員

(種別および選任)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 10人以上15人以内 (会長、副会長を含む)
- (4) 監事 2人

2 役員は、総会において選任する。

3 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

4 役員は、各専攻より概ね同数となるように選出する。

5 理事の中より、山口大学同窓会の役員を選出することができる。

6 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、民法59条の職務を行う。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 役員は、辞任した場合または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決によって解任することができる。

(名誉役員)

第15条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の議決を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の事業に関する特定の事項について、会長の諮問にこたえ、または意見を述べることができる。

第5章 総会

(種別)

第16条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

(開催)

第17条 定期総会は、2年に1回総会開催年の会計年度終了後、6ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 会員の5分の1以上または監事から、会議の目的を記載した書面による開催の請求があつたとき

(構成)

第18条 総会は、会員をもって構成する。

(招集および議長)

第19条 総会は、会長が招集する。

2 総会を召集するには、会員に対し、会議の目的たる事項およびその内容並びに日時および場所を示して、開会の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

3 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(機能)

第20条 総会は、この会則に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) その他、本会の運営に関する重要な事項

(定足数)

第21条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第22条 総会の議事は、この会則に別に定める場合を除いて、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第23条 やむ得ない理由のため、総会に出席できない会員はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第21条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時および場所

(2) 会員の現在数

(3) 出席会員数（書面表決者および書面表決委任者を含む。）

(4) 議事事項

(5) 議事の経過の概要および結果並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、議長および出席会員のうちから、その総会において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、この会則に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他、総会の議決を必要としない業務の執行に関すること

3 前項の規定にかかわらず、会長は緊急に業務を執行する必要があるときは、副会長との協議の上、専決処分することができる。

4 前項の規定により専決処分した事項は、次の理事会で承認を受けなければならない。

(開催)

第26条 理事会は、会長が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して、請求があったときに開催する。

(招集および議長)

第27条 理事会は、会長が招集し、議長は会長か副会長が行う。

(定足数)

第28条 理事会は、その構成数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(議事録)

第30条 理事会の議事録については、第25条の規定を準用する。この場合において、同条

第1項第3号中の「出席会員数」とあるのは「出席理事の氏名」と読み替えるものとする。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄附金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 資金から生ずる収入

(5) その他の収入（資産の管理）

第32条 資産は、会長が管理し、その方法は会長が理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算および決算)

第35条 本会の収支予算は、総会の議決を得なければならない。

2 収支決算は、その年度末の財産目録とともに、年度終了後3ヶ月以内に監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第8章 会則の変更および解散

(会則の変更)

第36条 この会則は、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散および残余財産の処分)

第37条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て、本会と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第38条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局に、事務職員若干名を置くことができ、会長が任免する。

3 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第10章 補則

(補則)

第39条 この会則の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

この会則は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成7年10月1日から施行する。

附則

- 1 この会則は、平成12年7月9日から施行する。
- 2 山口大学医療技術短期大学部が山口大学医学部保健学科として改組されたことに伴い、山口大学医療技術短期大学部同総会双樹会を双樹会と改めるものとする。

附則

この会則は、平成16年7月11日から施行する。

附則

この会則は、平成22年6月19日から施行する。

附則

この会則は、平成26年6月21日から施行する。

附則

この会則は、平成27年1月29日から施行する。

細則

(会費)

第1条 本会の会費は、1会員2万円の終身会費とする。

(会費の徴収方法)

第2条 本会の会費は、保健学科入学時、大学院入学時に2万円を徴収する。ただし、保健学科入学時、大学院入学時に1万円を徴収された会員は、保健学科卒業または大学院修了までに1万円を徴収する。

(慶弔)

第3条 会員に慶弔あるときは、理事会の承認を得て慶弔することができる。

新入生保護者 各位

山口大学医学部保健学科後援会
会長 外 間 留 美
山口大学医学部保健学科長
山口大学医学部保健学科後援会
顧問 山 本 健

令和8年度新入生保護者会の開催について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、ご子息、ご令嬢様には山口大学医学部保健学科にご入学の栄冠を得られ、心よりお祝い申し上げます。

さて、入学式終了後に、令和8年度医学部保健学科新入生保護者会を下記のとおり開催いたします。

つきましては式典終了後、同じ建物内2階の会場へご移動いただきご出席賜りますようご案内申し上げます。

会場につきましては、別添の新入生保護者会会場案内図をご参照願います。

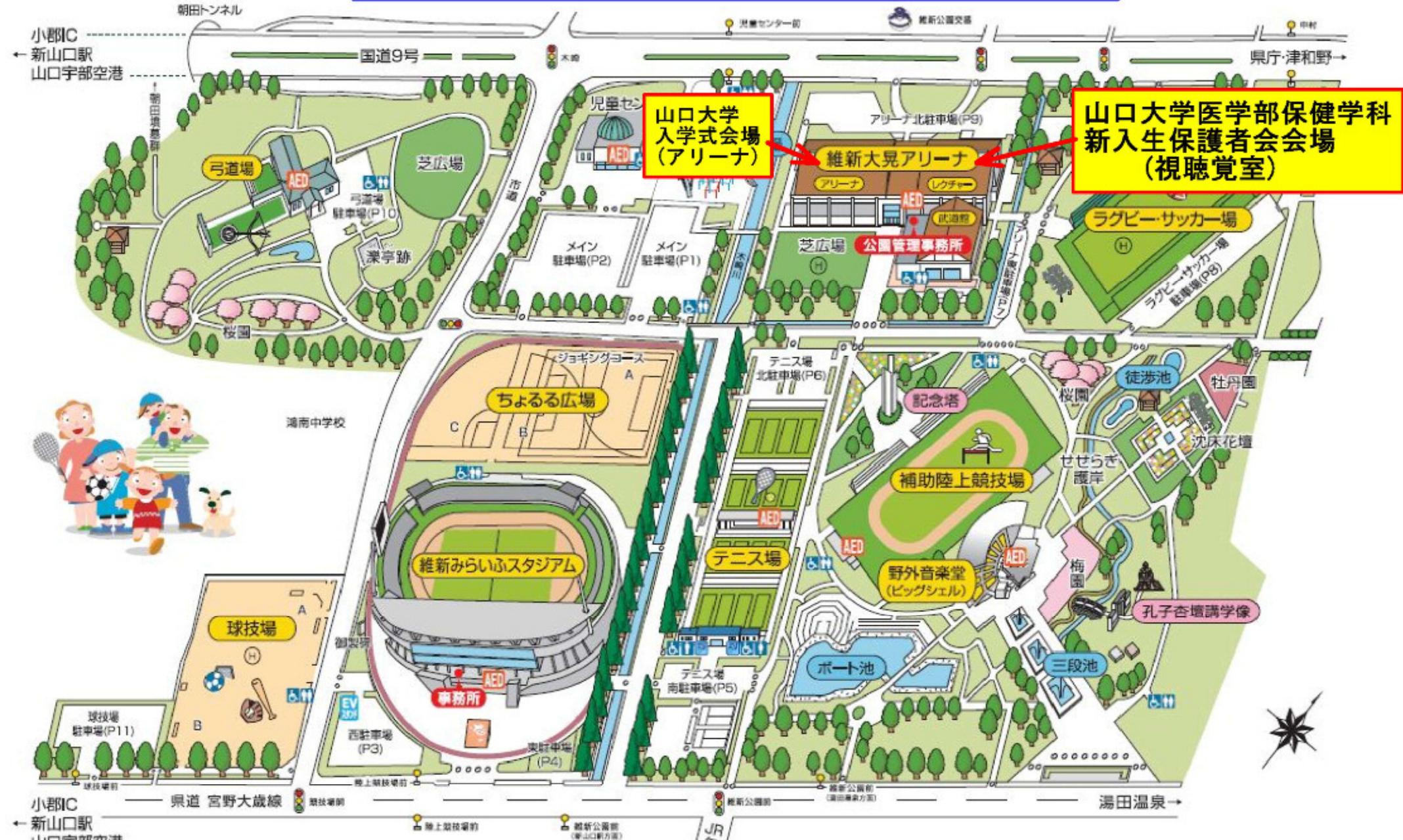
敬具

記

1. 日 時 令和8年4月3日（金）11時30分～12時（予定）

2. 場 所 維新大晁アリーナ（維新百年記念公園内）視聴覚室

山口大学医学部保健学科新入生保護者会会場案内図



維新百年記念公園

〒753-0815 山口市維新公園4-1-1



PLEASE GIVE A DONATION

未来を支える医療人材を
育成するために、ご支援をお願いします。



寄附の使い道

DONATION
ってどねーしょん?

- 修学環境の充実
高度かつ最新の医療技術習得のための実習機器・設備の充実への支援
- 地域医療を学ぶ機会の充実
学生が地域の医療機関等で行う実習に係る移動費、滞在費等への支援
- 学外の専門家による特別講演の実施
国内外の著名な専門家を招聘して、最新の医療に関する知識、情報の提供を支援
- 課外活動の充実
チーム医療に必要なコミュニケーション、協調性を醸成する課外活動を支援



寄附の方法

DONATION
ってどねーしょん?

-  **振込用紙**
郵送にてお送りさせていただきます。
-  **オンライン (WEB フォーム)**

-  **インターネットバンキング決済** 
-  **クレジットカード決済** 

税制上の優遇措置について

山口大学へのご寄附については、個人・法人等を問わず、寄附金控除の対象となります。
控除を受けるためには、所轄税務署で確定申告する必要があります。
本学が発行する「寄附金領収書」により、所轄の税務署に確定申告してください。

お申込みはコチラから

